



ガイドブック

結婚、妊娠、出産、育児、介護に関するガイド

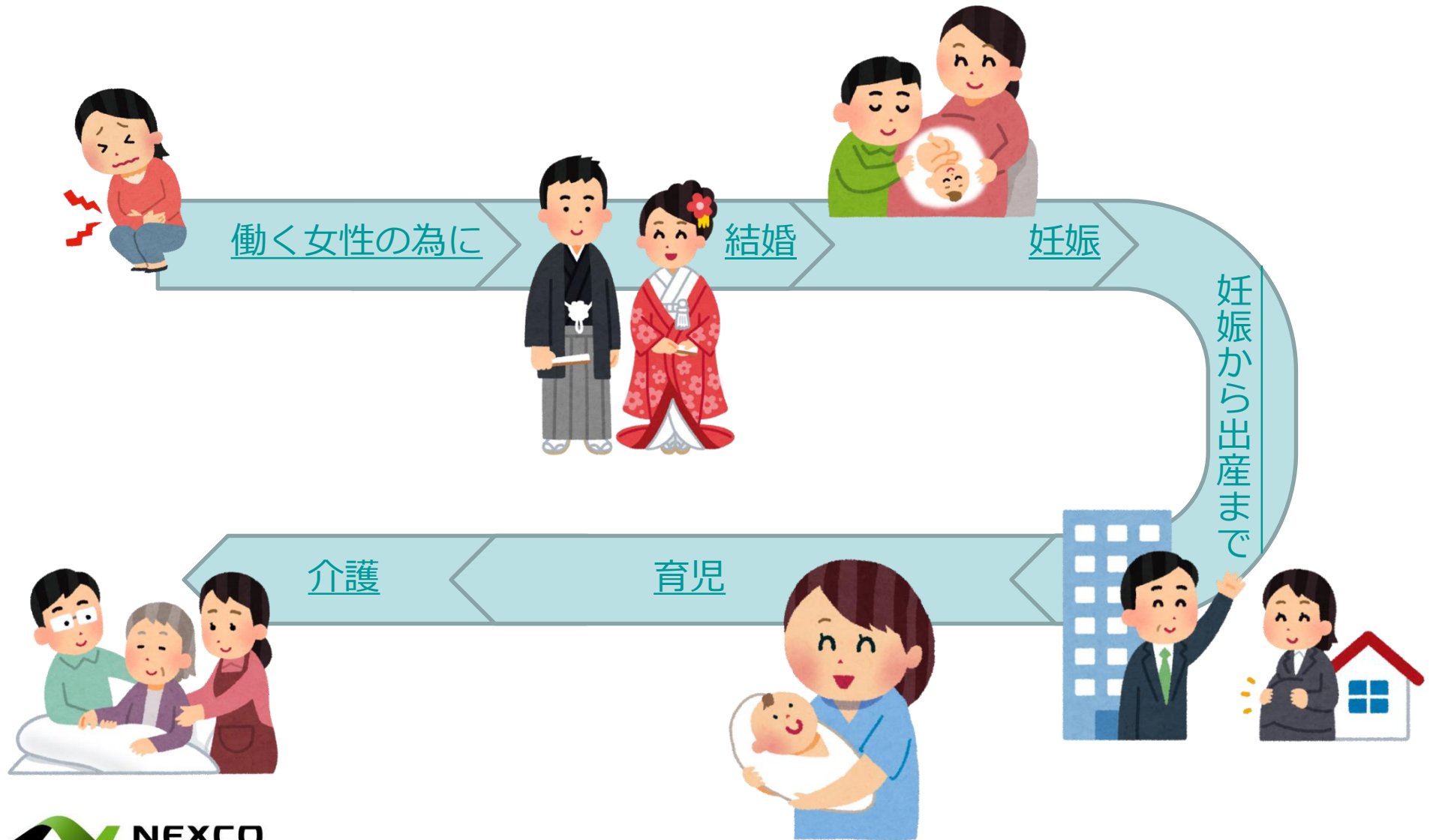


株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング



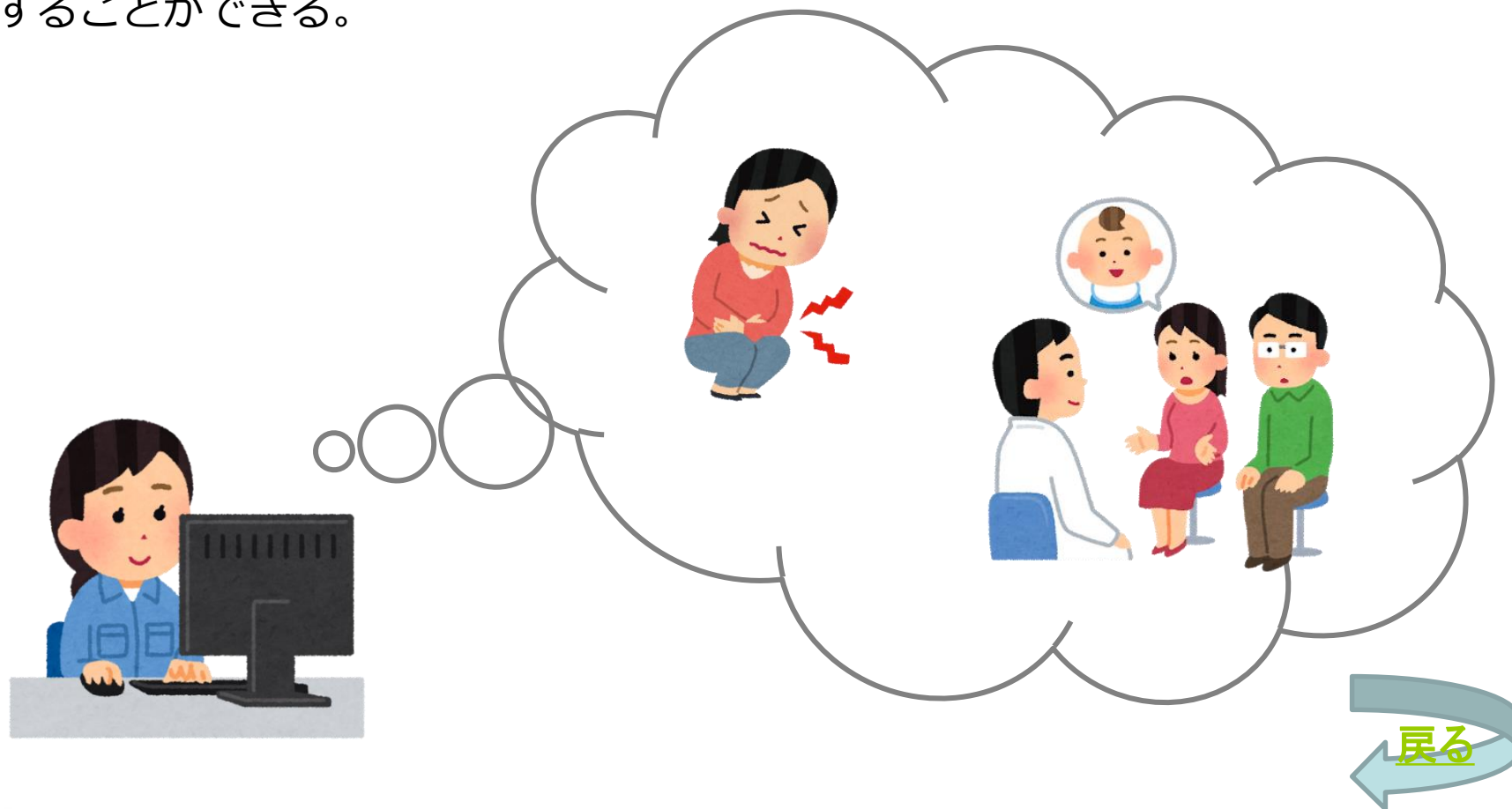
女性のライフイベント

NEXCO



自己サポート休暇（月2日）

生理日で勤務が著しく困難な場合及び不妊治療で受診する場合に取得することができる。



結

特別休暇（連続して5日以内）

祝い金

本人が結婚する場合、連続して取得できる特別休暇や、祝い金を受給することができる。



戻る

通勤緩和

母体・胎児の健康保持に影響がある場合、勤務時間内の1時間を超えない範囲で勤務しないことができる。

※ 妊娠中の女性社員対象。



保健指導・健康診査のための勤務免除

保健指導・健康診査を受けるため、勤務しないことができる。

※ 妊娠中から出産後1年以内の女性社員対象。



産前・産後休暇

分娩予定日の6週間前から分娩日までの産前期間及び、分娩日の翌日から8週間を経過するまでの産後期間は、特別休暇を取得することができる。

※ 女性社員対象。

配偶者分娩休暇（3日以内）

配偶者が分娩する場合、特別休暇を取得することができる。

※ 男性社員対象。



育児休業

子供が3歳に達する日まで、休業をすることができる。



部分休業

子供が小学校3年生の終期を経過する日まで、1日2時間の範囲内で部分休業することができる。



時間外勤務制限

子供が小学校就学前の子を養育している社員には、当該社員が請求した場合、原則時間外勤務をさせてはならない。

看護休暇

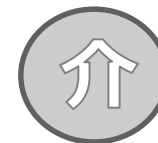
子供が小学校3年生の終期を経過する日まで、子供の看護のために年5日以内の特別休暇を取得することができる。



介護が必要になったら…

NEXCO

介護休暇（5日以内）



要介護者がある期間、介護を行うために勤務をしないことが相当であると認められた場合、毎年度5日以内特別休暇を取得することができる。



時間外勤務制限

要介護者がある期間、当該社員が請求した場合、原則時間外勤務をさせてはならない。

介護休業

介護と仕事の両立をしていく準備をするため、利用開始から3年間、1日2時間を超えない範囲で休業することができる。

または、介護を必要とする状態が継続するごとに、通算して186日以内の範囲で必要と認められる期間、休業することができる。

